

請求人

(略)

稲城市監査委員 牧 修

稲城市監査委員 鈴木 誠

稲城市職員措置請求書について（通知）

令和8年7月9日付けで提出され、同日付けで受け付けた稲城市職員措置請求書（以下「請求書」という。）については、下記のとおり却下することに決定したので通知します。

記

公有財産の管理には、財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為である「財産管理」と、行政目的を実現するために支障のない状態に維持する行政上の管理行為である「公物管理」があります。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られており、非財務会計行為上の行為は住民監査請求の対象とはなりません。

住民監査請求の対象となる「財産の管理」とは、「公有財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為」（最高裁判所平成2年4月12日判決）とされており、公有財産を一定の公の目的を実現するために支障のない状態に維持する一般行政行為である「公物管理行為」は、住民監査請求の対象となる「財産管理行為」には該当しません。

また、住民監査請求においては、たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、当該地方公共団体に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならない（最高裁判所平成 6 年 9 月 8 日判決）とされており、職員等の行為又は怠る事実の結果、市に具体的損害が発生していなければならないとされています。

以上のことから、本件請求については、住民監査請求の対象となる財産管理行為には該当せず、また、市に財務会計上の具体的な損害が発生しているとはいえず、法第 242 条第 1 項の要件を満たしていないと認められるため、監査委員の合議により、これを却下することと決定しました。

なお、本件請求において指摘された採暖室の維持管理や指定管理者への指導監督といった市の事務の執行については、財務会計上の行為に限定されない「事務監査請求」（地方自治法第 75 条第 1 項）の対象事務となり得ることを申し添えます。

以上